

【令和9年度要求額 247百万円（200百万円）】

農薬取締法に基づき、農薬の生活環境動植物等に対するリスク評価及びリスク管理を実施します。

1. 事業目的

- ① 農薬取締法に基づき、新規登録農薬及び既登録農薬について、生活環境動植物等に対する適切なリスク評価を行うとともに、評価結果に応じたリスク管理を実施し、適切に使用された農薬の環境に対する安全を確保する。
- ② 農薬の環境に対する安全性をより一層向上させるよう、新たなリスク評価及び管理手法の確立を図る。

2. 事業内容

農薬取締法（農林水産省・環境省共管）において、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農林水産大臣が登録し、登録された農薬のみ、製造・販売・使用が可能です。環境省では、農薬の環境に対するリスク評価・管理を行っています。令和3年度からは、農薬の安全性を一層向上させるため、既登録農薬の再評価を開始しました。

（1）新規登録農薬及び既登録農薬のリスク評価の推進

- ・農薬の評価に必要な文献データの収集及びリスク評価のための資料作成

（2）リスク管理の推進

- ・実環境中の農薬残留やばく露実態に係るモニタリング調査を実施し、リスク管理の実効性の検証や新たな規制の要否の検討に必要なデータを収集

（3）環境に対するリスク評価・管理の拡充に向けた調査研究

- ・長期ばく露影響評価等の新たなリスク評価手法の確立・導入に向けた調査研究
- ・ネイチャーポジティブに資する農薬管理に向けた、先進事例や知見の収集 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関等
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

